

文書番号	01-1-21	文書作成者	岩下由加里	文書作成日	2022/7/29	研修 年月日	研修指導者 サイン
担当者	介護職員	文書責任者	岩下由加里	附則			
タイトル		処遇改善加算手当の支給要件(介護職員用)					

定義	キャリアアップを希望する介護職員に処遇改善加算手当を支給するための要件が書かれているマニュアルである。					
目的	キャリアアップを希望する介護職員に支給される処遇改善加算手当に必要な条件を理解することが目的である。					
	#	基本手順	ポイント	意味・理由・根拠		
<input type="checkbox"/>	1	処遇改善加算手当は、支給を希望するかしないか選べる。入社時又はいつでも選べる。	処遇改善手当を希望しないということは、キャリアアップを希望しないということである。	キャリアアップとは、資格を取得したり、知識を増やしたり、できる技術や職務を増やしたりすることである。		
<input type="checkbox"/>	2	支給を希望する場合の条件①キャリアパスの評価を2年に1回受ける。	管理職は、キャリアアップをしなければいけないので、手当を希望しなければならない。			
<input type="checkbox"/>	3	支給を希望する場合の条件は、②技術評価を毎年受ける。				
<input type="checkbox"/>	4	支給を希望しない場合の条件①キャリアパスの評価を受けなくてよいが、態度評価は2年に1回受ける。面談は2年に1回受ける。				
<input type="checkbox"/>	5	支給を希望しない場合の条件は、②技術評価を受けない。				
<input type="checkbox"/>	6	支給を希望しない場合の条件③昇給はなし。ただし県の最低賃金や社内のベースアップがあった場合は、昇給もありうる。	基本給は、ベーシック1の金額とする。			
<input type="checkbox"/>	7	支給を希望しない場合の条件④介護業務は、ビギナーからベーシック1までの業務をできればよい。それ以上は業務を実施しなくてよい。				
<input type="checkbox"/>	8	入社時ではなく途中で処遇改善手当を希望しない場合は、基本給がリーダー1以上の場合にはベーシック5に降給する。必ず担当マネージャーに報告する。「処遇改善加算手当を受給しない旨の申請書」を事務へ提出する。15日までに提出すれば末日の給与より手当が支給されない。提出日より上記の諸条件が適応する。	基本給がベーシック1～5の場合は、現状のままとなり、今後の昇給はない。ただし、県の最低賃金や社内のベースアップがあった場合には昇給もありうる。	「処遇改善加算手当を受給しない旨の申請書」の保存場所は、25各種申請書>スタッフ用各種申請書>処遇改善加算手当を受給しない旨の申請書(excel)		